

## 社会福祉法人新座市社会福祉協議会指定特定相談支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会が開設する指定特定相談支援事業所（以下「事業所」という。）が行う特定相談支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障がい児及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ち、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業を行うものに不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業所は、市町村、障がい福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善に努める。

5 事業の実施に当たっては、前4項のほか関係法令等を遵守する。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人新座市社会福祉協議会指定特定相談支援事業所
- (2) 所在地 埼玉県新座市野火止一丁目9番63号新座市役所第三庁舎内  
(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（常勤職員）1名

管理者は、事業所の従業者の管理、事業の申込みに係る調整、業務の実

施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員（常勤職員） 1名以上

相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に関する次の業務を行う。

- (ア) アセスメントを実施すること。
  - (イ) サービス等利用計画書を作成すること。
  - (ウ) サービス等利用計画書を利用者等に交付すること。
  - (エ) モニタリングを実施すること。
  - (オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
  - (カ) 利用者等からの依頼により、利用者及び障がい児が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。
  - (キ) その他必要な相談及び援助
- （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日まで及び祝祭日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。  
（指定特定相談支援を提供する主たる対象者）

第6条 事業所において事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者（18歳未満の者を除く。）
  - (2) 知的障がい者（18歳未満の者を除く。）
  - (3) 障がい児（18歳未満の身体障がい者及び知的障がい者）
  - (4) 精神障がい者（18歳未満の者を含む。）
- （指定特定相談支援の提供方法、内容及び利用料等）

第7条 事業所で行う事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいを有するものによる支援等適切な方法を通じ行うものとする。

(2) アセスメント（支援をする上で解決すべき課題等の把握）の実施

- (ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用

者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題等の把握を行うものとする。

(イ) 利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等及び家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(3) サービス等利用計画案の作成

(ア) アセスメントに基づき、地域における指定障がい福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障がい福祉サービス等」という。）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。

(イ) サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法律に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画案を作成した際には、サービス等利用計画案を利用者等に交付するものとする。

(4) サービス等利用計画の作成

(ア) 支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障がい福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(イ) (ア)に規定するサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画を作成した際には、サービス等利用計画を利用者及び担当者に交付するものとする。

(5) モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施

(ア) 利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者等の居宅等

を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとする。

- (イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1)から(5)に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定特定相談支援を提供した際は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項の規定により算定された計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。
- 3 第8条に定める通常の実施地域以外の地域の施設等を訪問して事業を行う場合は、それに要した交通費は、その実費を徴収する。
- 4 前2項の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。
- 5 第2項の費用の額にかかわる相談支援の提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（通常の実業の実施地域）

第8条 通常の実業の実施地域は、新座市の全域とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第9条 指定相談支援の提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定相談支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情解決）

第10条 提供した指定相談支援に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

（個人情報の保護）

第11条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人新座市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。